

## 第3章 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

### 目標

#### 家庭にとどく子どもの読書活動の啓発と推進

### 1 『美しい都市各務原へ』をめざす子どもの読書活動の啓発

#### 現状と課題

本市は、『美しい都市各務原へ』の柱の中に、「家族の価値」再復興、良い教育・人づくり都市、都市の文化、文化力の底上げを掲げています。心豊かでたくましい子が創る美しい都市をめざすには、読書の持つ計り知れない価値が大きな力となります。

子どもの読書に関わる市立図書館や学校等、各機関・諸団体では、日頃から子どもの読書推進に力を入れていますが、活発な読書活動の実践は、まだ十分とは言えない状況にあります。

したがって、子どもが読書することの意義や重要性などについて、広く機会をとらえて啓発し、『各務原市子どもの読書活動推進計画』に基づく、市民総ぐるみの取り組みが強く求められます。

#### 語りつぎたい『わが家の文化』

今の保護者が子どもだった頃までは、祖父母や両親は、子どもによく民話・童話などの読み聞かせや、昔話をしていたのではないのでしょうか。

子どもの頃感動した本、今もなお人生の指標や支えになっている本の紹介や「子どもの頃、こう生きた。がんばった」など、勇気と希望を与える話や、心打たれる話もよくしたものです。表情豊かで臨場感に富んでいました。そこには、ほのぼのとした家族のふれあいや強いきずながみられました。

これを「各家庭における文化の伝承」と言うのでしょうか。

祖父母や両親の読み聞かせや昔話、家族の語らいは、人づくりの原点であり、子どもの読書の出発点でもありました。

核家族化や共働き、情報社会の進展など、社会が急激に変化する今日では、こうした機会は少なくなったようです。

人生の先輩には、「知恵」と「経験」と「感動体験」の豊かさがあります。これを、子どもや孫たちに伝えたいのです。

## 施策の方向と取組

### ◇地域、学校をあげての読書推進活動への働きかけ

- ① 保護者による読み聞かせや本の紹介、昔話など家族の語らいの推奨
- ② 市立図書館や学校図書館で、「子ども読書の日（4月23日）」や「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」に合わせて実施されるおたのしみ会、読み聞かせ会、図書展示などの周知
- ③ 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」についてのポスター掲示や、広報活動等による啓発、周知
- ④ 『各務原市子どもの読書活動推進計画』の市HP等への掲載による、家庭・学校・地域での取り組みの啓発
- ⑤ 図書館のHPやリーフレット等による『各務原市子どもの読書活動推進計画』に基づく具体的な取り組み例の紹介、啓発

## 2 子どもの読書活動推進体制の整備

### 現状と課題

『各務原市子どもの読書活動推進計画』に基づき、子どもの読書活動を具体的に進めていくには、家庭、地域、学校、行政、ボランティアの連携と推進体制の確立が必要となります。また、関係者には情報を共有するとともに、各方面での取り組みの進捗状況や実施結果を定期的に点検・評価することが求められます。

そのため、子どもの読書活動の推進について協議する「各務原市子どもの読書活動推進委員会（仮称）」を設置し、総合的な推進体制が整備されることが期待されます。

### 施策の方向と取組

#### ◇子どもの読書活動の総合的な推進体制づくり

- ① 各務原市子どもの読書活動推進委員会（仮称）の設置
  - ・ 学校、市立図書館等子どもの読書活動に関わる各機関及び団体における子どもの読書活動状況についての的確な把握と問題及び課題の明確化
  - ・ 情報交換による子どもの読書活動の充実と推進体制の強化
  - ・ 家庭、地域、学校の連携と推進力の向上

## 資料

### 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動

の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### ○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

**各務原市子どもの読書活動推進計画**  
～子どもの輝く未来を開く本との出会い～

平成21年4月

発行：各務原市教育委員会  
各務原市立中央図書館  
〒504-0911

岐阜県各務原市那加門前町3丁目1番地3  
TEL.058-383-1122 FAX.058-371-1145